

## 当院で2016年に肺がんの診断・治療をされた患者さんへ

当院は、地域がん診療拠点病院「専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院」として、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づきがん登録を行っており、そのデータを国立がん研究センターに提出を行っています。平成30年国立がん研究センターが「院内がん登録を活用した胸膜プラークを持つ肺がん患者の実態調査」を行うことになり、当院も本調査に協力いたしました。

この調査の目的は、日本でも死亡数の多い悪性腫瘍である肺がんの発生要因の1つに石綿があります。石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、肺がんなどの石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方を救済する石綿健康被害救済制度（以下「救済制度」）が施行されていますが、特に石綿による肺がんに対する救済制度については十分に周知されていない現状があります。

調査の方法は、全国の医療機関の院内がん登録情報（2016年1月～12月）から無作為に肺がん患者さんを抽出し、当該肺がん患者さんの診断時胸部CT画像情報から胸膜プラークの有無を判定し、石綿による肺がん患者さんがどれだけの割合でいるのかを推計します。また、医療施設の特徴や地域ごとの石綿による肺がん分布の特徴を把握します。この調査から得られた結果は、救済制度の周知方法を検討するときの情報の1つとして環境省石綿健康被害対策室に平成31年報告されました。

調査データは、院内がん登録ID、性別、生年月日、がんの部位・組織、胸部CT画像などですが、研究者に提供される前に匿名化がなされており、患者さんの個人情報はありません。

今回は、二次利用として、国立がん研究センターにおいて、教育用データベースや今後の石綿健康被害救済措置の申請促進のための事業等に利用されます。

この際、個人情報が入部外に漏洩することは一切ありません。

本調査へのご協力については自由意思によりますが、原則として不同意の意思表示がない場合には同意していただいたものとみなします。

より詳細な情報を利用させていただくことに不同意の場合や後日同意を撤回する場合は、いつでも当院の医事課入退院受付（1階）に設置している「不同意書」にご記入の上、医事課入退院受付係に提出してください。

なお、不同意の場合においても、診療に際して不利益を受けることは一切ありません。

本研究は、文部科学省、厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、国立がん研究センター及び当院の研究倫理委員会の承認を得た上で実施されます。

尚、本研究に関し、利益相反はございません。

お気付きの点、ご不明点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

令和4年1月

### 【お問い合わせ連絡先】

独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院 診療情報管理室 TEL045-474-8111

国立がん研究開発法人 国立がん研究センター

がん対策情報センターがん登録センター調査事務局 担当：新野真理子（主任研究者）

住所 東京都中央区築地5-1-1 TEL 03-3547-5201